

平成19年3月15日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 長谷川 涼子
平成18年(四)第281号 損害賠償請求権行使請求控訴事件（原審・長野地方裁判
所平成16年(四)第13号）
(口頭弁論終結日 平成19年1月23日)

判 決

長野県佐久市 [REDACTED]

控 訴 人 [REDACTED]
[REDACTED]

控訴人ら訴訟代理人弁護士 岩 下 智 和
同 内 村 修

同市中込3056番地

被 控 訴 人 佐 久 市 長
三 浦 大 助

同訴訟代理人弁護士 橋 本 勇

同訴訟復代理人弁護士 羽 根 一 成

主 文

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴人らの当審における拡張した請求部分を棄却する。
- 3 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、加藤哲夫に対し、1239万円及び内金309万7500円に対する平成16年7月1日から、内金371万7000円に対する平成17年7月1日から、内金340万7250円に対する平成18年6月1日から、内金123万9000円に対する平成18年10月1日から、内金92万9250円に対する平成19年1月1日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
- 3 被控訴人は、池上理化器械こと保母秀雄に対し、平成15年7月18日に同人と臼田町長との間で締結された賃貸借契約に基づき、臼田町立臼田小学校、同田口小学校、同切原小学校及び同青沼小学校に設置された賃貸借物件の賃借料として、平成19年1月24日から平成20年8月31日までの間、月額賃借料合計147万円を支払ってはならない。
- 4 被控訴人は、池上理化器械こと保母秀雄に対し、平成15年7月18日に同人と臼田町長との間で締結された賃貸借契約に基づき、臼田町立臼田中学校に設置された賃貸借物件の賃借料として、平成19年1月24日から平成20年8月31日までの間、月額賃借料合計45万6750円を支払ってはならない。
- 5 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、合併前の旧臼田町の住民である控訴人らが、被控訴人に対し、旧臼田町が締結したシステム機器の賃貸借契約が法令に違反するとして、地方自治法242条の2第1項4号本文の規定に基づき、当該賃料の支払による損害の賠償を旧臼田町長に請求することを求めるとともに、同項1号の規定に基づき、上記賃貸借契約に基づく将来の賃料の支払の差止めを求めた事案である。
なお、控訴人らは、損害賠償請求権行使請求に関し、原審において、「被控訴

人は、加藤哲夫に対し、1022万1750円及び内金309万7500円に対する平成16年7月1日から、内金371万7000円に対する平成17年7月1日から、内金340万7250円に対する平成18年6月1日から、いずれも支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。」としていたものを、当審において、上記控訴の趣旨第2項のとおり拡張した。

- 2 原判決は、控訴人らの請求を棄却したので、控訴人らがこれを不服として控訴をした。
- 3 基礎となる事実は、原判決の「事実及び理由」中の第2の2に、争点及び争点に対する当事者の主張は、同第3及び第4に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、争点4（損害額）に係る控訴人らの主張のうち損害額については、前記のとおり、請求の拡張により、旧臼田町が被った損害額が1239万円と変更された。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの請求は失当であると判断するが、その理由は、次項以下に控訴理由に対する説示を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第5 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人らは、控訴理由において、争点1に関し、原審における主張を繰り返し、平成16年3月定例町議会本会議において、清水助役が誤った答弁をする状況にはないこと、指名競争入札の手続が履践されていないことが随意契約であったことの根拠とならないこと、見積経過書（甲7、8）が、通常、指名競争入札に用いられている書式であること（甲16の1から3）を指摘して、本件各賃貸借契約の締結を随意契約によるものとした原判決の認定判断を非難する。

しかし、原判決が挙示証拠により正当に認定しているとおり、清水助役は、平成16年6月定例町議会本会議において、3月定例町議会本会議における答弁が誤りであったと訂正をしているのであり、同助役の3月定例町議会本会議

における答弁から本件各賃貸借契約が指名競争入札によって行われたことの決め手とすることはできない。見積経過書については、たしかに、甲16の1から3によれば、旧白田町では、平成13年度において、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車の購入に当たり、本件各賃貸借契約と同じ書式の見積経過書を内部文書として用いていることが認められるが、随意契約について、別の書式が用いられていることの立証がなく、内部文書としての見積経過書として同一の書式を用いていたとしてもこれを特に異とすることはできないから、見積経過書（甲7、8）の書式によって本件各賃貸借契約が指名競争入札によって行われたと推認することもできない。旧白田町長が4業者に送付した平成15年6月13日付けの見積書提出に関する依頼文書（甲3の1から4）は、見積書の提出の依頼であり、プレゼンテーションを行うことも付記されており、指名競争入札を前提とした連絡文書でないことは一見して明らかである。そのほか、指名競争入札の手続の履歴がないことを随意契約であったことの根拠の一つとして挙げることは何ら不当とはいえない。また、証人三浦俊樹の証言中には、指名競争入札と理解していた趣旨の証言があるが、採用することができない。

3 控訴人らは、控訴理由において、争点2(1)に関し、旧白田町が、本件仕様書によって契約の対象となる物及び役務を一義的に確定させており、しかも、業者の有する技術的知識や情報等をも取り入れつつ協議したという経緯もないから、本件賃貸借契約の締結については、地方自治法施行令167条の2第1項2号の要件を満たさない旨主張する。

しかし、本件仕様書（甲11）において、ソフトウェアについては全項目にメーカー及び製品名が指定されているが、ハードウェアについてはメーカー及び型式の指定されているものと仕様の詳細のみが記載されているものとがあり、そのうちメーカー及び型式の指定されているものについても代替製品の選択の余地が認められているのであり、画像ネットワークシステム関連及びヘル

プデスクサービスについてはすべて仕様（機能）が指定されているだけである。そして、見積書を提出した業者によるプレゼンテーションが行われ、旧白田町では、見積書を提出した2業者の提案内容をも考慮しつつ随意契約の相手方業者を選定したのであって、このような本件各賃貸借契約に至る経緯をみても、本件各賃貸借契約が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」と判断した旧白田町の判断には合理性があるというべきである。

4 控訴人らは、控訴理由において、争点2(2)に関し、「競争見積による随意契約」においては、本件仕様書の作成に関与した内田洋行が見積書を提出した池上理化器械と一体であることが公正さを欠き、相手方業者選定に当たって、旧白田町の担当者がパスカルに対し、見積が仕様書と差異があってもよいと告げながら、パスカルの見積が本件仕様書と異なることを理由として、相手方業者として選定しなかったのは、明らかに裁量権を濫用している旨主張する。

たしかに、池上理化器械が内田洋行の販売代理店であることから、本件仕様書の作成に内田洋行が関与したことが、手続の不明朗さを招いたことは否めないとしても、原判決が説示するとおり、本件仕様書の確定に当たっては、旧白田町立小中学校の教員を委員としたパソコン検討委員会において学校側の意見や要望を聴取していること、ソフトウェアについて製品を特定したことに合理的な理由があるといえること、内田洋行の製造又は販売をしている製品が一般に流通していたこと等の事情に照らせば、本件仕様書が特定の業者を有利に扱うために恣意的に作成されたものと認めることはできない。また、旧白田町の担当者がパスカルに対し、仕様書の記載にとらわれずに提案をしても構わない趣旨の発言をした可能性があるとしても、随意契約においては、見積の内容及び価格を総合勘案して相手方業者を選定するのであるから、上記の発言があつたことが、随意契約における業者の選定手続を違法とすることの根拠とはならない。本件各賃貸借契約の締結に当たって、相手方業者の選定が恣意的に行われたとか、随意契約に必要な手続が踏まれていなかつたとか、そのほか旧白田

町長に裁量権の逸脱や濫用があったことをうかがわせる事情も見当たらないから、控訴人らの主張は、理由がない。

5 以上の次第で、控訴人らの本件請求は理由がなく、控訴人らの請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、さらに、当審において拡張した請求部分は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部

裁判官 浅香紀久雄

裁判官 足立謙三

裁判長裁判官門口正人は、転補のため署名押印することができない。

裁判官 浅香紀久雄